



★はじめに★

秋田弁護士会では、法律相談等のほか、人権擁護活動、公益活動といわれる諸活動を行っております。多くの皆様にこうした活動をお知りいただき、ぜひご参加いただけますよう、今回は、子どものための法教育活動について、ご報告させていただきます。

夏休みジュニア
ロースクール

2013年度には、夏休みのジュニアロースクールを開催しました。

これまでのジュニアロースクールは主に刑事裁判を扱ってきました。例えば、架空の刑事事件を素材として、生徒さんには、弁護士、検察官、裁判員のそれ

その立場から事件をみてもらい、自分の立場からほかの立場の意見を取り入れつつ、ひとつの結論を導くことを目的としてもらっています。

今回はこれまでとは趣向を変えて、民事の調停事件を扱いました。事案は、ある中学校の吹奏楽部の練習に対し、近隣住民が練習の差し止めを求めて民事調停を申し立てたというものです。その架空の中学校は吹奏楽部の名門校で、地区大会が近づく夏休み前から練習に熱が入り、早朝練習

土日の練習、生徒を迎えに来る保護者の自動車による騒音に悩まされた近隣住民が、練習の中止を求めて立ち上がったという内容です。生徒さんには、学校側の代理人、近隣住民側の代理人、調停委員をそれぞれ担当してもらい、弁護士が

当事者役を担当しました。学校側の登場人物として、校長先生、保護者会代表、吹奏楽部部長の3名を、近隣住民側として、校門の前に古くから居住する高齢者、育児におられる専業主婦、そして、朝が異常に早いサラリーマンの3名を準備しました。

生徒さんには依頼者からの聞き取りや説得がいかに大変か(常日頃、我々弁護士が業務で感じている部分です。)も感じてもらいたいと考え、事前に多くの情



当事者役の弁護士と生徒さん

報を提供せず、当事者役の弁護士から事実を聞き取ってもらうことからはじめ

した。当事者役の弁護士の演技も見事で、生徒さんも癖のある依頼者に困惑していたようでした。調停委員役の生徒さんも初めのうちこそ戸惑っていましたが回を重ねるにつれ、自分達の意味で紛争解決を目指そうとする姿勢が見られ、3回目の調停で調停が成立し、以下の調停条項が完成しました。

調停条項

①夏休み期間中の練習時間は午前7時半から正午、

午後4時から9時までとする。

②夏休み期間中、午前10時から正午までの時間以外は窓を閉め、音楽室で練習をする。

③夏休み期間中、特別の事情がない限り、自動車での送り迎えはしない。

④夏休み終了後、土日は練習しない。

⑤来年以降の夏休み期間、土日も練習するかどうかは引き続き話し合う。

⑥防音措置については教育委員会にお願いする。調停とは話し合いによる紛争解決手段ですが、解決のためには当事者双方がお互いに譲り合う(これを「互譲」といいます。)が必要不可欠であり、互譲なくして調停が成立することはありません。この点、生徒さんも見事にお互いが納得できる条項を完成させることができました。

う段階を繰り返すことで、生徒も事案の解決の難しさや複雑さを実感できたのではないかと。刑事模擬裁判よりも生徒が身近に起こる事案を解決することが法教育に適するのではないか。」という感想をいただきました。



生徒さんの感想

○難しかったけれど達成感がありました。

○自分達で考えてまとめたことが楽しかった。

○思ったより大変でヘトヘトになった。

○弁護士の仕事がどんなも

のかを理解できたと思えます。

○自分の将来に役立つと思

○譲りながら話し合いを進

○今までの弁護士のイメー

○一つの点からみると、

○双方の意見をまとめる難

○互いに譲れないものがあ

○最後はお互い納得し

○終わられてよかったで



見学生と接見の場面

○とても楽しかったし、よ

い経験になりました。○実際にありそうな題材を話し合っていくことで、自分の意見をしっかりと持って言うことができ、とても楽しかったです。○すごく白熱してとても楽しかったです。

冬休みジュニア ロースクール

ジュニアロースクールはこれまで夏休み限定のイベントでしたが、昨年度から冬休みにも開催するようになりました。今年度の冬休みジュニアロースクールでは刑事模擬接見を行いました。

接見とは、身柄拘束されている被疑者・被告人と面会することをいいますが、

今回行う接見は、逮捕された直後の被疑者からの要請を受けて臨場する初回接見

とし、弁護士が演ずる被疑者に対し、生徒さんが弁護

人役となりました。生徒さんは、被疑者の名前と被疑事実の情報しか与

えられておらず、事前情報がほとんどない状態から、

○ストーリー性があって面白かった。

○接見をしていくうちに、被疑者の方のことが段々と分かってきて、質問を

○日常生活で体験できないことを体験できて勉強にな

○弁護士という仕事に興味を持った。

○難しいものです。生徒さんも、はじめこそ、被疑者が

○暴行したのか否かの質問に

○終始していましたが、時間

○情までも聴取していく姿

○に、自分自身弁護士になっ

○て初めての接見を思い出し、懐かしく思いました。

○生徒さんも人から話を聞く

○この難しさを体験し、企画にも満足してくれたよう

○でした。

○信頼関係を築くことが難

○嬉しかった。

生徒さんの感想

★出前授業 やっています★

秋田弁護士会では、学校から要請があれば、弁護士が学校にお邪魔し出前授業を行っています。対象は小学校、中学校、高校いずれでもお受けします。扱うテーマも、法教育の授業はもちろんのことながら、いわゆる職業人講話的な授業（弁護士の仕事の説明や弁護士になるためにはどうすればよいかなど）、消費者問題を扱う授業（例えば、高校生を対象に社会に出たときに陥りやすい消費者被害などの説明）、裁判員裁



判を扱う授業、また、社会科の公民分野に対応する授

秋田弁護士会では、左記のように「子どもの人権無料相談」を実施し、子どもたちに寄り添い、解決への一助となりたいたと考えております。

子どもたちが利用できる社会資源のひとつとして、ぜひ生徒のみなさん、保護者の皆さんにご案内くださいますようお願いいたします。

子どもの人権を対象とする問題であれば、子どもさん

はもちろん、保護者の方をはじめ大人の方からのご相談もお受けいたしますので、どうぞ気軽にご連絡ください。

電話番号（秋田弁護士会）018-896-5599

受付時間 平日午前9時～午後5時

電話にて相談の予約をいただ

電話にて相談の予約をいただ

電話にて相談の予約をいただ

電話にて相談の予約をいただ

★法律相談★

昨年9月「いじめ対策推進基本法」が施行され、秋田県においても12月、「いじめ防止等のための基本方針」が定められました。また、子どもたち自身による中学生サミット等においてもいじめの問題は広く関心を集めているところ

面談相談（30分） 初回無料です。